

町民のみなさんに夏のひとときを海で有意義に過ごしてもらうため

越生町海の家の利用について

町が契約している新潟県長岡市寺泊観光協会に所属するホテル、旅館、民宿などに宿泊する場合、その利用に対して補助を行います。

利用期間 6月1日(木)～8月31日(木)

利用できる施設 寺泊観光協会加入施設

※施設の一覧は、町民課窓口または町のホームページで確認できます。

対象 越生町に住所があり、

町税・国民健康保険税等の滞納がない世帯の方
補助額 大人…20000円、小人…15000円

※小人は4歳以上12歳以下
※期間中1人1泊を限度

利用方法

①宿泊施設の予約…利用者が宿泊施設へ直接予約してください。その際、「越生町海の家の宿泊予約です」とお伝えください。

②利用券の申請…宿泊施設の予約後、宿泊日の3日前ま

申請書への記入事項

宿泊日、宿泊施設名、申込み代表者住所・氏名・電話番号、宿泊者の住所・氏名・生年月日・満年齢・学年

→必要事項と予約の確認後、利用券を発行します。



②利用券の申請

町民課窓口

で役場町民課窓口で利用券の申請をしてください。

③利用券の提出…宿泊施設に到着したら、すぐに利用券を受付にご提出ください。会計の際に控除されます。

※施設利用後に申し出た場合、補助は受けられません。

予約の変更・取消等について

利用申込み後、取消・人数等の変更をする場合は、予約した宿泊施設へ直接連絡してください。すでに利用券の交付を受けているときは、町民課窓口で利用券の返却・変更の手続きを行ってください。

予約日直前の取消、変更の場合は、施設にキャンセル料を支払う場合があります。また、変更の届出をしなかったことにより、保養施設が損害を受けたときは、違約金を請求される場合があります。利用券は、キャンセル料や違約金として使用することは一切できません。

問 町民課 国保年金担当

TEL 内線 122

事前の申請が必要です・申請はお早めに

農林業の各種補助金について

農業用ビニールハウスの設置に対する補助金

対象 町内に住所を有する農家、営農集団

内容 農業用ビニールハウス設置費用に含まれる材料費

に対して、面積が45㎡以上70㎡未満の場合は材料費の2分の1以内、70㎡以上の場合は経費の3分の2以内とし、最大25万円

イノシシ・シカ被害防止施設の設置に対する補助金

対象 イノシシ・シカ被害が著しい農家

内容 電気柵・ワイヤメッシュ柵・シカ用ネット柵の設置に要した費用の2分の1以内で、最大3万円

果樹の苗木購入に対する補助金

対象 町内に住所を有する農家

内容 苗木の購入に要した費用の2分の1以内(へに梅は3分の2以内)で、最大

2万円

※梅の苗木はウメ輪紋病予防のため町内で購入してください。

一般造林事業(間伐・下刈・枝打)に対する補助金

対象 山林の所有者

内容 間伐・下刈・枝打で、町で定める実施基準額の2分の1以内

※補助基準などは問へお問い合わせください。

アライグマの捕獲器の購入に対する補助金

対象 狩猟免許(わな猟)有資格者または越生町発行の埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証を所有する者

内容 捕獲器1台につき3000円(購入費用が30000円未満の場合は当該購入費)

問 産業観光課 農林担当

TEL 内線 143・147

子どもたちの健やかな成長のために

児童手当制度について

支払時期 原則、6月(2)、5月分、10月(6、9月分)、2月(10、11月分)の年3回

申請場所 子育て支援課窓口(公務員は勤務先)

申請に必要なもの

◆新規に申請をする方

○児童手当認定請求書(子育て支援課窓口にあります)

※請求者等の個人番号の記載が必要です。

○印鑑

○申請者(保護者)名義の普通預金口座番号がわかるもの(預金通帳・キャッシュカード等)

○厚生(共済)年金加入者は申請者の健康保険証のコピー

◆お子さんが増えた方

○児童手当額改定認定請求書

○印鑑

※すぐに必要書類がそろわない場合でも、子育て支援課窓口で申請してください。

○こんなときはお届けください

○養育する児童の養育状況が変わったとき(婚姻、別居、

離婚等)

○公務員になったとき

○受給者や児童の住所や名前が変わったとき

◆町外へ転出する方

受給者が町外へ転出する場合、越生町での児童手当受給資格が消滅しますので、受給事由消滅届をご提出ください。転出先の市区町村で転出予定日から15日以内に新たに児童手当を申請してください。

受給者が児童と別居となった場合、手続きが異なります。問へご連絡ください。

現況届をお忘れなく

児童手当を受給している方は現況届を毎年6月に提出する必要があります。該当する方には、現況届の案内を送付します。

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当の支給が受けられなくなります。

問 子育て支援課 子ども担当

TEL 内線 161

地域で子育てを応援しませんか

越生町ファミリーサポート事業・緊急サポート事業

サポート会員募集

(養成講座を開催します)

子どもの預かりや、学童保育室や保育所などへの送迎など、子育て中のお母さん・お父さんの育児のお手伝いをするサポート会員を募集しています。空いている時間を使って地域の子育て支援に参加してみませんか。まずは、養成講座にご参加ください。

場所 役場201会議室

持ち物 筆記用具、昼食

申込み 前日までに問へ申込み(電話申込み可)

※保育士・看護師・助産師・保健師などの資格をお持ちの方は免除できる項目があります。また、受講できない場合は、他市町村の講習を受講すればよい場合があります。

サポートを受けるには

(利用案内を紹介します)

時間 ①基本時間…午前8時～午後8時、②基本時間外…午後8時～午前8時

預かり場所 サポート会員宅、利用者宅など

対象年齢 原則0歳～小学6年生まで(複数人可)

料金 ①1時間500円、②1時間700円(緊急サポート事業は1000円上乗せ)

※各事業の利用事例等は問へご確認ください。

利用するには事前登録が必要です

緊急サポートセンター埼玉のホームページから登録ください。子育て支援課窓口や町内の保育園、幼稚園、学童保育室、子育て支援センターすくすくで申込書を受け取り郵送することもできます。

問 緊急サポートセンター埼玉

TEL 048-297-2903

問 子育て支援課 子ども担当

TEL 内線 162

日時	内容
6月27日(火)	午前9時30分～正午 地域の子育て支援(ファミリーサポートとは) 活動の内容の説明 午後1時～2時 新生児のお世話と昨今のお母さん 産後うつ等のお母さんへの対応など 午後2時～4時30分 サポート体験談、サポーター交流会 現在、活動しているサポート会員との体験談と交流会
6月28日(水)	午前9時30分～午後4時30分 子どもの体と心の発達・生活・遊び 最近の保育グッズなど保育に必要な話
6月29日(木)	午前9時30分～午後4時30分 小児の病気の特性、観察とケア・感染予防 病児の保育について
6月30日(金)	午前9時30分～午後4時30分 子どもの事故と安全管理・リスクマネジメント 安全な保育の環境・応急処置など